

会 議 録

1 会議名

平成 20 年度 第 4 回横島地域協議会

2 開催日時

平成 21 年 3 月 25 日（水） 午後 1 時 30 分から

3 開催場所

玉名市横島町公民館 第 1 会議室

4 出席者

委 員：村上康弘委員、島崎洋一委員、大柿貴宏委員、永田知栄子委員
中尾小百合委員、松本祐一委員、徳山重人委員、本山雅実委員
前本 勝委員、寺本 博委員、米田昭子委員、森川 勉委員
前村まり子委員

事務局：吉村横島総合支所長、竹本総務振興課長、
村崎総務振興課審議員兼課長補佐、宮田総務振興課主任

総務課：徳永課長補佐、上田主任

都市計画課：北口課長、松野課長補佐他 2 名

建設経済課：村上課長 市民福祉課：徳永課長 公民館：西田館長

欠席者

委 員：田上かづ子、本島英俊委員

5 会議の内容

（1）開会

（2）会長挨拶

（3）会議録署名委員の指名について

（4）議題

①防災無線の現状と計画について（報告）

②都市計画区域について（報告）

③平成 21 年度横島総合支所の各課事業計画について（報告）

●建設・経済課

●市民・福祉課

●公民館

●総務振興課

（5）その他

地域における家庭教育支援基盤形成事業について

（6）閉会

6 議事の概略・協議結果

(1) 防災無線の現状と計画について

防災無線の現状と今後の計画について説明した。

(2) 都市計画区域について

都市計画区域の内容について説明し、玉名市についても区域の見直しを計画していることを報告した。

(3) 平成 21 年度横島総合支所の各課事業計画について

平成 21 年度の各課の事業計画について説明した。

(4) その他

委員から地域における家庭教育支援基盤形成事業についての状況説明と、玉名市として独自の事業の検討の依頼があった。

7 会議資料

(1) 会議次第

8 傍聴人の数

0 人

9 非公開の理由

—

10 会議録の種類

要点記録

11 発言の内容

(事務局)

皆さんこんにちは。定刻になりました。本日は委員 15 名のうち 13 名の出席をいただいております。定足数の 2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、本日の協議会が有効に成立することをここにご報告しておきます。それでは会議次第に基づいて会議を進めていきたいと思います。まず会長より挨拶をお願いします。

(会長)

【記載省略】

(事務局)

どうもありがとうございました。次に総合支所長より挨拶をお願いします。

(支所長)

【記載省略】

(事務局)

ありがとうございました。次に会議録署名委員の指名について会長より 2 名の指名をお願いします。

(会長)

それでは、10 番の松本委員さんと 11 番の徳山委員さんに署名をお願いします。

(事務局)

それでは議題に入りたいと思います。会議の議長は会長が務めるということになっておりますので、会長に議長をお願いします。

(会長)

それでは議題の1番目の防災無線の現状と計画について、本庁より説明をお願いします。この件については、委員さんのほうから要望が出ていました。

(総務課長補佐)

みなさんこんにちは。防災無線の現状と計画について説明して欲しいということでしたので、概略を説明したいと思います。現状としては合併前の旧1市3町のシステムを使って、各地の自主性の中で運用しているというのが現状です。

防災行政無線については九州電波局の許可をいただいて、暫定的に四つの周波数を認めてもらって放送しているところです。将来的なことを言いますと、今の計画では平成25年の4月には統合した形で一斉放送ができるように、それとデジタルでの放送を予定しております。ちなみに支所の機能がどのように残るか分かりませんが、支所からも放送が出来るようなシステムは置く計画です。本庁あるいは支所で放送はできるようにしますが、旧1市3町の放送内容等については、合併前の自治体の中での違いがあったわけです。玉名市として一元化する中で出来ない部分もありますが、できるだけ併せたところで放送内容等の整理をする必要があるということで、支所からもご指導をしてもらっているところではないかと思っています。例規集に載せているところでは、気象あるいは非常災害であったり行政情報であったり、生命・財産を迅速・速やかに守る必要がある緊急性のあることをテーマに防災行政無線を運用しているところです。横島については、緊急性は要しませんが行政からの報告に使用されていたと聞いておりますので、それを10から0にいきなりというわけにはいきませんので、どうしても防災行政無線を使わなければならない場合は、協議をした上で放送するということです。少なくとも後4年か5年は移行期間がありますので、その間に整理整頓をしていただければと思っています。しかし、横島ではこんな特色があるから残して欲しいということがあれば、改めて協議してもいいのではないかと思います。一応概略的な説明ということで、私からの説明は終わりたいと思います。

(会長)

どうもありがとうございました。ただいま課長補佐から説明がありましたが、これについて何かお尋ねや質問があればお願いします。

(委員)

ちょっとお尋ねします。防災行政無線は放送した回数によって支払う金額は違ってくるのでしょうか。

(総務課長補佐)

違います。

(委員)

今までの話を聞くと昨年度のその他の放送で旧玉名市は13回、横島は2百数十回ということでしたが、電波局から監査に来られると思いますが内容を見てこれはいけないということはあるのでしょうか。防災無線で放送している内容を聞くと、私たちにとってはひとつも私的なものを放送しているということはないと思います。漁協とか農協とかその他の部類です。行政関係ではないですがそういうものを外したりするならば、防災行政無線は高いお金を支払っているなら、いらないということになりはしないかと思います。

(総務課長補佐)

その他の部類では私も分析していないのですが、今日の協議会の中で提案されている漁協と農協といったものと区別して考えなくてはいけない部分もあるかと思います。今日集まっていたいては皆様からのアナウンスの依頼については、協議を進める中で調整していかなくてはいけないと思います。

(委員)

旧玉名市が13件で、旧横島町が2百数十件だったとさっきおっしゃいましたよね。だから4、5年の移行期間の間に減らして調整していただければという要望でしたが、説明がありましたので話したほうがいいと思って言いました。

(総務課長補佐)

いま委員さんがおっしゃったように、防災無線はお金を掛けて使用するわけですから有効利用すると。但し、たくさん使用することが有効利用なのか、生命・財産に関わる緊急時に欲しい情報を流して欲しいといった考え方と、色々な考え方があるかと思います。旧玉名市のほうでの話しとしては地域性もありますが、町当りの人口も多いので私達が放送すると、もう少し精査してから放送して欲しいというお願いがあります。区長会等でも生命・財産に関わる放送を心がけて欲しいという要望がありました。

【雑談】

(委員)

今度の場合は、横島地区だけ放送することはできるのでしょうか。

(総務課長補佐)

横島地区だけでも放送できますし、全部も放送するシステムに統合すればできます。

(委員)

そうしてください。

(総務課長補佐)

漁協や農協の放送も必要であるということでしょうか。

(委員)

私は必要だと思います。一般的に横島中の組合員にチラシ等を配るなら時間のロスになり、徹底しないと思います。

(総務課長補佐)

よく分かりませんが、大浜や滑石、岱明も同じ状況だと思います。ちょっとそこが横島だけが何故かというのが分かりません。

(委員)

私も委員さんの意見には賛成で、防災無線で色々流されたものは町民の方がみんな必要と思っているから、放送するなという意見はなかったと思います。農協のことについて岱明や玉名市ということをおっしゃいましたが、玉名市の施設園芸は横島が半分くらいの面積を持っています。行政や農協が中心となってやっていったから450戸位の施設園芸農家が残っているということになります。玉名市で100戸くらいもないと思います。やはり地域性があると思います。今までも地域性の中で流されてきたというものがありますから、今までどおりに横島としては流して欲しいというのが住民の願いであると思います。

(総務課長補佐)

先程、委員から通信局からの指摘等の有無をおっしゃっていた訳ですが、本来自治体では防災無線を使用する際、電波法の法律に基づいた中で許可をいただいております、条例等の運用規程があるわけですが、横島だけ作ってありません。今は玉名市の枠組みの中で放送しているところですが、どこかで整理しなくてはいけない部分もあるのかなという気持ちは持っているところです。協議会の中で行政的な情報については今までどおり進めて欲しいのか、あるいはそういう関連のものも進めて欲しいのか、その辺まで確認したいと思ってきました。私も決定権は持っていませんのでその辺は持って帰ってから上司に繋がなければいけませんので。

(委員)

いらないものは放送されていません。漁協や農協の問題は防災行政無線では放送できないのですか。

(総務課長補佐)

私が調べた範囲では載っていませんでした。

(委員)

ですが、行政は農業や漁業の振興も図らなくてはなりません。連携して初めてその町がうまくいくと思います。

(総務課長補佐)

今おっしゃったように、関連ということになれば横島は農協・漁協と当然協力し合って地域が成り立っているところがありますが、私が調べたところでは少し難しいのではないかと思います。ただ今おっしゃった中で関連付けをするならば、最後

のところを行政と捉えることができるかということです。

(委員)

私がお願いしたいのは、今まで言ったように無駄なことは横島では放送してないつもりです。大体今までくらいの放送をしていただき、そして本所のほうで横島の放送をした場合、他の地区にも入るとするならば騒がしいかもしれませんが、地区毎の放送が出来るならですね。もし漁協や農協からの放送をこれはいけないとおっしゃるならば、これは大きな問題になります。その辺のところも勘案して調整して欲しいと思います。

(総務課長補佐)

私たちもできるだけ地域の人達の利便性を考えないといけないわけですが、立場上あまりにもできないことをですね。

(委員)

即答はしていただかなくていいので、調整の中でこういう要望があったということとは伝えておいて欲しいと思います。これは皆さんの意見ですね。

「はい」という声あり

(総務課長補佐)

確かにおっしゃることは分かりますが、利便性があるとどうしても守っていただかなくてはならない部分が少しはありますので。その中でこれだけは出来ないというところがどうしてもあるかと思いますので、その辺は精査をしていき、電波局とコミュニケーションをとって放送できるかできないかを十分に調整して、私が決定することではないので、今日は現状と今後の計画を話していただきたいということとで来ましたが、そういった答えは持ち合わせて来ていませんので。

(委員)

ちょっとお聞きしますが、平成 25 年度から統合するということですが、それまでの移行期間は現状のまま放送できるということですか。

(総務課長補佐)

はい。

(委員)

前回の会議の時にも防災行政無線の要望としては、それぞれ地域性というものがあるので、それぞれの地域で必要なことを放送できるシステムを構築してほしいというお願いをしていました。

(総務課長補佐)

システムは構築してあります。

(委員)

統合して一本化されるのは緊急時の放送であり、その他に町独自の形で放送できるように検討して残してくださいとお願いしていました。運用規程の第3条のその他の部分について私たちは内容をもう少し精査して、検討して方向付けしていくことが大事だと思います。

(総務課長補佐)

今おっしゃったとおりで、システム等については本庁からピンポイントで流すことができます。一応システム上は使えるように計画しています。業者との青写真ではそういった形をとっています。

(委員)

問題は使い方をこれからどうするのかということを、私たち各種団体も検討することが必要になってくると思います。

(総務課長補佐)

私もそう言ったつもりです。できればそういった形でということで。

(委員)

合併協議が何年かありましたが、その中でその当時の総務課長から合併したら防災無線放送は大分削られるという報告が区長協議会の総会のときにありました。その時、横島の議員さんが来られていましたが、総務課長にそういったことはできないとっておくようにということがありました。そういった経緯もありますので。それで最初からそういった話があったことを受け止めて調整の中で、生かしていただきたいと思います。

(総務課長補佐)

どうしても許可しているところとの調整も必要ですし、こちらで精査する部分と付き合せていって、今まで歴史があるものを白紙に戻すということは当然できないと思います。

(委員)

それこそ行政がそうしてしまうならば、合併はしなければよかったと。

(総務課長補佐)

そうしてしまう事は初めからなくて、調整する中で私達も旧玉名市に全部合わせるつもりはありません。ただ調整するべきところがあるならということで、ご理解をお願いします。

(委員)

それは分かってます。分かてる中でこういう風な実態を知ってもらっていただきたいと思って前もって言っているわけです。

(総務課長補佐)

よく分かりました。私の方も希望というか基本を委員さん方には伝わったかどうか分かりませんが、ご理解していただけたらと思っています。以上でよろしいでし

ようか。

(会長)

はい、どうもありがとうございました。

(事務局)

それでは議題の②都市計画区域について、本庁都市計画課のほうから説明をお願いします。

(都市計画課長)

皆さんこんにちは。本日はうちの方で進めております都市計画区域の見直しについて、協議会の皆様方にお伺いしておきます。経緯としては1市3町合併してから都市計画道路それから区域の見直し、その流れで市の企画課、政策推進課それから各総合支所の総務振興課あたりに数回打合せ会を行っています。それから都市計画の審議会にかけて今日の運びになっています。また今日の説明後、関係する住民の皆様にも説明会を開くような計画をしています。今日は都市計画課全員そういう形で来ております。早速資料に沿って担当のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いします。

[担当より説明あり]

(会長)

ただいま説明がありましたけれども、皆様方から質問等があるならよろしくお願いします。

(委員)

玉名市では三ツ川と大栄地区は何故、都市計画区域から外れているのでしょうか。

(都市計画課長補佐)

三ツ川地区については南関のほうから玉名市に編入してきたところで、前のことでよく分かりませんが、今のところ入ってないということになっています。大栄地区についても干拓地で整備されたところですが、その当時編入されていないということで、都市計画区域には入っていなかったということになっております。ただ今回合併に伴って、全域を見直したいという考えです。

(委員)

それなら岱明は、いま長洲の都市計画課の中に入っているということですが、それから外して玉名市の都市計画にもってくるといえるのでしょうか。

(都市計画課長補佐)

現在、長洲都市計画区域の中に岱明町が存在しているわけです。それで合併に伴って長洲都市計画区域の岱明町については長洲町と見直すなかで調整をして、玉名市のほうに編入すると。玉名市の中心市街地に向かって岱明町も生活圏といいます

か、経済についてもどちらかという長洲町より玉名市のほうを向いているということで、土地利用も考えられて総合計画もできていますので、長洲町と岱明町を分離することは可能です。

(会長)

他に何かないでしょうか。

(委員)

もう既に動いているのでしょうか。

(都市計画課長補佐)

まずここは区域の見直しを合併してから本当は進めていかなくはならなかったところですが、都市計画のほうは先に先行しましたが、合併をした関係で平成 20 年度から進めているところです。平成 21 年度である程度区域を都市計画区域の案を作って、これが県の決定の案件になりますので、市の案を作成したところで県に上げたいと。それで指定の公告については予定としては平成 22 年度で指定を行いたいということで考えています。

(委員)

指定されると、メリット・デメリットはどうなるのですか。実際問題として、自分の土地についてもやたらと手をつけられないといった場合も出てくるかと思います。地域住民とのコンタクトをどうされるのか。今後、地域住民とも協議していきたいというような話しはありましたけれども。道路幅とか土地・住宅とかやったときに、土地利用について、土地所有者がどう思われるのか。例えば交換分合でうまくやっていくのか、強制収用等でやられたりするのか等、色々あるかと思います。

(都市計画課長)

いま委員さんが言われたとおり、本来は住民一人一人に今日説明した形で説明しなければいけないと思っています。それから建築基準法の中で、横島では今まで個人さんがもやい分みたいな形で家を建てられていた状態です。ところがこれが被ることによって、新築や増改築する場合に個人さんが今までは道路の際まで建てられていたものを、4 m お互いに含めて確保できるように、中心から 1 m 引いて建ててもらうということです。しかしこれは個人の家を建てられる事由が違いますので、その道路が仮に 300 m がみんな家を建てられるなら一気に広がりますが、そうではなくてそういう個人の家を改められる時、部分的ではありますが少し広がっていくという形です。個人ではこれはデメリットのようすけれども、災害時や福祉とか狭い道ではなかなか家まで入れないということで道路幅を確保することが大きな意味では、メリットもあるということなのです。ただ引いてもらうと道路が広がるから家屋や用地の補償があつてするのとは違います。こうやって説明しても自分の屋敷が減って家を思うように建てられないというのは、確かに区域になる前後で違いは出てきます。その点が一番大きなところではあります。後は幹線的な

道路あるいは公園とか、横島の場合は集落排水事業でできておりますので、都市計画のひとつの事業あたりを区域がのってくれば今後時間が掛かりますけれども、もし区域に広めることになれば、それに基づいた長期にわたっての計画を受けるようになっていきます。通常の予算措置とは違って長期的にみる必要があります。

(委員)

道路区分によっても違ってくるのですか。例えば国道、県道、市道、町道ですね。

(都市計画課長)

基本的には道路法でいう道路に対して広い道路があればそれから引いてもらう必要はありませんが、道路幅が2、3mしかないところについては今後建てられる時、道路幅が4m確保できるように建ててもらおうという義務が発生してきます。

(委員)

なんと質問していいか分からなかったのですが、ただ、分かったことは私も家をこの前建てたので、その時の建築確認が簡単だったということです。ただこれから建築確認が要するというデメリットだけは分かりました。

(都市計画課長)

おっしゃるとおりで、今までそういったものがないのに、一気にそれを説明しても逆に言うと建築確認をするにしてもお金がかかります。それと建築基準に基づいて設計をする必要がありますので、制限がかかり自分の思うようにいかない場合もあります。

(委員)

メリット・デメリットについて都市計画課の方は専門だからよく分かってらっしゃるのでしょうか、なかなか分かりにくいですね。

(都市計画課長)

この部分は委員さんが言われるように、一人一人が分かっておいてもらう必要があります。とおり一辺倒の説明をしても私達もこの説明をする他に、住民説明に回る時は今みたいな質問とか色々出てきますので、その辺りをこちらとしては説明するほかないと思っています。

(会長)

分かりやすく説明しないといけませんね。

(都市計画課長)

はい。

(委員)

合併協議会で色々協議されたのでしようけれども、できれば先ほど言いましたようにメリットはこういうものがありますよと。また合併のメリット・デメリットが分からないまま進んでしまったような気がします。住民のための行政、そういうものをして欲しいです。その地区の良さを残すという方向付けを計画の中にあっても

いいでしょう。なにも道路や家を作るとか、確認が必要だとかを強調されるのではなく、自然を残す計画もあっていいのではないのでしょうか。そうしないと公園等をつくったりするときに、敷地がないといけない等の色々な問題が出てきます。そのあたりを本当に住民と密着した形でどの地域まではこうで、だけど横島の地域でもこうだという計画にしていってほしいのではないのでしょうか。例えば部分指定とか。これは個人的な意見ですが、そういう色々なことを考えて立案して進めていってもらえればと思います。

(都市計画課長)

一応、住民説明会を開いた中で最終的に今までのような形でいいということになれば、これは個人さんに関わることで横島の住民説明会で説明して必要ないということになれば、今までの形ででもやれるということになります。それで私たちとしても後で何故横島だけ入ってないのかということになって、それは住民説明会で住民の方から最終的に色々な質問・要望があり判断された中で、現状でもいいということになればそういう形になる可能性もあります。強制的にこれで進めますということでもありません。

(委員)

行政はすぐそれを言われますね。住民ありきですよ。本当に何をしたいのかを分かりやすく判断しやすいように持っていけないことには、良いことでも良し悪しの判断ができません。良いと思われることから進めてられることでは、もっと分かりやすく説得力のある説明が欲しいと思います。

(都市計画課長)

今までは都市計画区域というのは、整備とかそういった形で進められてきましたが、これからは地域に残っている自然とかそういう環境を保全するような形も言われたような形でできます。

(委員)

議会ではこういう問題については、既に了解済みとか検討が進められているとか都市計画を担当する委員の検討が平行して進められているわけでしょうか。

(都市計画課長)

先ほど説明しましたが、都市計画の審議会といって今の市議会議員さんが5名、他に学識経験者や地域の住民の方併せて15名の委員さんがおられます。その中では資料に基づいて1市3町の間で、区域がバラバラになっている部分を一体的な形で説明をしています。今言われたようにメリット・デメリットが普通の事業のように来年度から始まるような形ではなくて、中長期にわたる絵をこの中で描くような形ですので、それはいつになるのかということはあると思います。通常議会の中でもそういう話は出ておりませんが、都市計画審議会の中ではご説明をしています。

(委員)

22 年度に県の指定を受けたいということでしたので、時期が難しいと思います。その間に県に申請する書類をまとめるためには、少なくとも地域住民に対する説明というのは早急に実施していく必要があると思います。課長がおっしゃるように、地域住民の意見によっては遮二無二全部していくとはならない場合もあるということですね。地域住民との対話とか、その実情とかをもっと精査してその計画を進めていただきたい。有耶無耶に計画が策定されないことをお願いします。

(会長)

それではよろしいでしょうか。

「はい」と呼ぶ声あり

それでは、ありがとうございました。

(都市計画課長)

今出ましたご要望や意見は持ち帰って、横島の計画を検討したいと思います。

(事務局)

どうもありがとうございました。それでは議題③の平成 21 年度横島総合支所の各課事業計画について、順を追って説明いたします。よろしくお願いします。質疑については最後に一括してお受けしたいと思います。

「各課より説明あり」

(会長)

どうもありがとうございました。ただいま各課から平成 21 年度事業計画について説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。

(委員)

建設経済課の主な事業は何ですか。ビッグジャングルジムの補修工事とか市道の新田大豊線と、どこだったでしょうか。

(建設経済課長)

これは平成 20 年度の繰越事業ということで、ビッグジャングルジムと九番大開線、それから市道の京泊明豊線です。

(委員)

ビッグジャングルジムは 20 年度正の予算ですか。

(建設経済課長)

20 年度の繰越事業です。

(委員)

それなら 20 年度も実施してきているのですか。

(建設経済課長)

はい、いま入札を終わって実施するだけとなっています。

(委員)

この前、お聞きしたときは新年度ということでしたので。

(総合支所長)

私が冒頭でお話ししたビッグジャングルジムですが、2次補正の中に予算確保されたわけです。

(委員)

国の2次補正で。

(総合支所長)

はい、玉名市に来る分というのが4億4700万円あります。ですから横島での事業としてビッグジャングルジムと明丑の焼却場跡地、それは2次補正の中で確保したわけです。いま課長が申しあげました路線については、私が2本舗装を出していこうと冒頭に言いました。その分も繰り越されているわけです。

(会長)

他に何かないでしょうか。

(委員)

先ほど公民館活動のことで館長がおっしゃったことですが、公民館というのは支館という認識が十分伝わっているのかどうか、そのあたりの説明をしていただかないといけないのではないのでしょうか。それと支館運営委員会も存在してこういう公民館活動に助力しているとか、ということはしておられますか。

(公民館長)

いま委員さんからありましたとおり、合併後に横島支館ということで立ち上げを行っています。実質は去年の4月から稼働していて、今13名の委員さんをお願いして支館活動ということで行われています。支館といっても旧3町の方にはご理解が難しい面もありますけれども、要は自分たちの地域は自分たちで行うということです。旧玉名市は50年ぐらい経過しておりますので、事業も色々行われておりますけれども旧3町に至ってはまだ出来たばかりですので、中々ご理解できてないということです。今年度、運営委員さんで会議をしますけれども、広報を利用して、支館の説明をして徐々に理解をしていただきたいと思います。今日説明した中で、支館の事業として行っているのが、体育館関係の事業ですけれども、球技大会と運動会等を大きな事業として行っています。

(会長)

やはりこれは旧3町に関しては出来たばかりで、住民の理解は得られてないですね。ほとんど支館とは何だろうかというぐらいですね。まずは支館を住民に知ってもらうことですね。

(公民館長)

支館を一口で言うと、小学校区を単位とした地域公民館活動とすることができると思います。玉名市には合併して 21 小学校区がありますので、21 支館が立ち上がっているということです。なかなか趣旨というのが分からないところがあるかもしれませんが、地域の均衡ある発展といいますか、この地域協議会みたいな合併後の一極集中ではなく地域の均衡ある発展を目的として支館を立ち上げたのではないかと思います。

(委員)

この前、館長のところに住民から色々依頼があって、支館の公民館のロビーをもう少し活用できないだろうかということでした。旧公民館にあった歴史的資料が出てないので、早く飾って欲しいということです。ある程度こころピアのほうでそういったスペースをこれからとってやっていくということでした。もう少しロビーを活用できればという話しはしていました。それと行政区毎に公民館がありますので、是非これからどんどん少子化や高齢者も多くなるので、そこに出来るだけいきいきサロンのような気軽に行けるようにうまく利用できないかなと。

(委員)

先日の支館運営委員の中でもあったかと思いますが、行事をどうしていくのかを検討していく必要があるのではということで運営委員会が終わったかと思います。発足して 1 年しか経っていないから、手探りの状態であった感じがします。だから従来の行事をそのままただやってきたと、だから新規のどういう事業が行えるのか、それをもう少し委員会で検討しましょうということだったと思います。体育行事だけではなく文化行事も取入れて、広く地域の住民が利用できるような体制をもっと考えていく必要があるという話しは運営委員会でした。地域の活性化を図るためには、町の中心になる公民館をうまく活用する。もっとロビーを活用するとかですね。地域との本当のつながりという施設であり、その利用方法を考えていけたら公民館も馴染めると思います。

(公民館長)

文化財の話がありましたけれども、文化財は旧公民館から引き上げて資料室やグラウンド横の倉庫に保存してあります。整理については職員レベルでは分からないところがあり、文化財保存顕彰会や支館運営委員さんもいらっしゃいますので、協力しながらできるかと思います。それからここの公民館は行政公民館ということで条例上の公民館、今おっしゃったような地域の公民館は分館長さんや区長さん方に管理していただいて、活用についてはそこで出来ます。以前分館方式というのがあったものですから、分館の方にも補助が 3 年間行われて活動も積極的に行われたということですが、合併後にそういうものがなくなりました。今度新たに支館という形で受けられましたので、その辺も含めて出来ればと思っていますので、よろしく

お願いします。

(会長)

それではよろしいでしょうか。何か他にありませんか。それでは各課の事業計画についてはこれで終わります。

(事務局)

それでは 6 番目のその他の項目で、委員のほうから、現在横島町内で地域における家庭教育支援基盤形成事業を実施しているということで、皆様にご紹介したいというご相談がありましたので、その他の項目でお話しをしていただければということで議題に挙げています。それでは説明をお願いします。

(委員)

簡単に説明したいと思います。平成 20 年度に文化省のほうから子育て支援、家庭教育支援の基盤形成事業というものがスタートしました。その中で玉名市では家庭教育支援総合推進協議会というのが設置されました。この家庭教育支援事業が本当は 3 ヶ年の予定で 20 年度からスタートしましたが、1 年間で打ち切りになってしまいました。国の事業なので、玉名市として地域の家庭教育に対する取組みの事業を市独自で考えてもらえないだろうかとお願ひしました。21 年度からは訪問型家庭教育支援が実施されるだろうということですね。ただ訪問型というのはとても大変です。好きなことをする子供を指導するのと違って、学校に行きたくない子、行けない子、どうしても教育に関して無関心、十分な教育ができない家庭がある訳です。どうやったらそれを出来るような形に持って行ってやるかについていいアイディアはないかお願いしたいと思います。できるだけ身近で助け合えるようなことができないだろうか、といことで取り上げていただきました。

(会長)

どうもありがとうございました。

(事務局)

いま委員から話しがあった件については、本庁の社会教育課長並びに担当者に来ていただいて状況説明をしていただいた中で、現状こういう状況になっているということで学校側のほうと色んな形で横島に限らず玉名市全域的な捉え方で考えていかなければいけない問題かと思ひます。その場では中々答えが見出せなかったということでした。

【雑談】

(会長)

それでは皆さん、長時間にわたりありがとうございました。これで第 4 回の協議会を終わります。どうもお疲れ様でした。

12 会議録作成者

玉名市横島総合支所 総務振興課 主任 宮田正文

13 会議録署名人署名欄

--	--

14 問合せ先

玉名市横島総合支所総務振興課 TEL : 0968-84-3111 (直通)